

報告書

於 県庁 7階会議室

柴崎 優

1月7日、新公益法人制度に関する説明会に出席してきました。

現在の(社)滋賀県測量設計技術協会は特例民法法人という立場にあり、今後5年間の移行期間の間に公益社団か一般社団か解散の選択をしなければならない。

申請者は旧民法社団、財団であり、公益目的事業を行う事を定款に謳ってきたが、今回、「公益認定」を第三者機関で行い、真に公益性があるかどうか「ふるい」にかけられることになる。

認定されれば、公益社団。認定されなければ一般社団あるいは解散を選択することとなる。(初めから一般社団、解散も選択できる。)

説明会では公益社団への「移行認定」の説明と一般社団への「移行認可」について、説明が為された。まずは公益社団への「移行認定」について報告する。

公益認定の申請には27種類の書類を準備しなければならない。その中で大事なものをピックアップすると

- ① 申請書 ここでは公益目的事業の種類、内容、収益事業等の内容を明確にしなければならない。
- ④ 収支相償の計算 事業収支がプラスになるか？プラスにならない計画が必要。
- ⑤ 公益目的事業比率の算定
- ⑧ 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有する書類
- ⑨ 各事業に関連する費用額の配賦計算表
- ⑩ 収支予算の事業別区分経理の内訳表
- ⑪ 定款 定款の変更案及び変更に関し必要な手続きを証する書類
- ⑬ 事業計画書及び収支予算書

説明会では特に収支予算書の記載について重点が置かれ、④の収支相償では別表Aと言う詳細を記載する表があり、その表を記載して初めて予算書のその項目を埋めることが出来る。同様に⑤の公益目的事業比率についても別表Bと言う算定総括表を記載して初めて予算書のその項目を埋めることが出来るが、別表Bの各項目(土地の使用にかかる費用額の算定、無償の役務の提供に係る費

用額の算定等)にも同様の算定表があり、これらを全て関連づけて予算書の所定の項目に記載されねばならないので、素人では難しいという印象をもった。

予算書は事業計画を実行する財政的根拠であり、公益社団と認定された公益目的事業をしっかりと計画し、予算立てする必要があります。

わが県測協にとって心配なことは、⑧の経理的基礎と⑩の事業計画書及び収支予算書の組み立てではないかと思えます。それ以外は恐らく、他府県の協会が雛形を作るので、それを参考にすれば、税理士の支援を得て出来ると思えます。

公益目的事業や収益事業等も他の協会をモデルとすればよいのですが、真似が出来ないのが財政基盤と事業執行体制の裏付けです。10社で年間予算120万円。その半分以上が固定経費で消える組織では、いくら架空事業を描いても限界があります。5年の移行期間内に会員の拡大が不可避であると思えます。

平成25年 12月 まで

金野田 課長 FAX 0749-52-4700

田中 課長 524-6752

若川 課長 0748-62-0254